

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金交付要綱第4条第1項第1号事業

実施要領

(通則)

第1条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条第1項第1号に係る事業(以下「軽減事業」という。)の実施にあたっては、交付要綱及び交付の決定の際に付される条件によるほか、以下の要領によりこれを行うものとする。
(軽減事業による処理費用軽減措置の適用要件)

第2条 軽減事業によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用並びに処理を行う廃棄物に関する収集運搬費用及び漏えい防止費用(以下「収集運搬費用」という。)の軽減措置(以下「軽減措置」という。)は、申込書(別添様式1又は2)に別表1のA欄に定める証憑書類(以下「軽減申込書類等」という。)を添付してJESCOに対して申込を行った者(以下「軽減申込者」という。)であって、次の要件のいずれかを満たすものとしてJESCOと機構が認めたもの(交付要綱第4条第2項第1号ア又はイに規定する者にあつては、同号ただし書に掲げる者に限る。)に対して適用するものとする。

(1) 交付要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する者であること

(2) 中小企業者等(交付要綱第3条第2項に規定する「中小企業者等」をいう。以下同じ。)が排出する一般廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理しようとする市町村であること

(軽減措置の適用要件を満たすことの確認方法)

第3条 JESCOは、以下の要領により、軽減申込者が前条各号に規定する要件を満たすことを確認するものとする。

1 交付要綱第3条第2項第1号(中小企業者)

(1) 軽減申込者が会社である場合

軽減申込書類等に記載される項目について、下表のとおり記入内容等を確認する。

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認
申込者法人名等	「申込者法人名等」欄記入内容から、株式会社、有限会社、合資、合名会社又は合同会社のいずれかに該当することを確認する。	登記簿謄本(履歴事項又は現在事項全部証明書)の「商号」欄記載内容が申込書記入内容と符合することを確認する。
株主・出資関係	「主要株主等の状況」欄の記入内容により、その内訳を確認する。「大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無」欄記入内容が「なし」とされていることを確認する。「あり」とされている場合にあつては保有等割合が50%未満であることを確認する。「みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無」欄記入内容が「なし」とされていることを確認する。「貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無」欄記入内容が「なし」とされていることを確認する。	登記簿謄本「発行済み株式の総数並びに種類及び数」欄記載内容と、企業データソース等により得られた株主の状況等の内容が符合することを確認する(データが入手可能な場合に限る)。完全支配関係については自己申告により添付資料を要さないが、必要があれば有価証券報告書などの書類を徴求する。
主たる業種	「事業の状況」欄において、直近決算で最も売上高の大きいものとして記入されている業種番号が「業種分類」欄に記入されていることを確認する。	法人税確定申告書「事業種目」欄に記載される業種が申込書に記入されている業種と符合することを確認する。
資本金又は出資の総額	「資本金又は出資の総額」欄に記入されている金額が、別表2のA欄に定める業種別の基準を満たすことを確認する。満たしていない場合には「常時使用する従業員数」欄の確認を行う。	登記簿謄本「資本の額」欄に記載されている金額が申込書記入内容と符合することを確認する。
常時使用する従業員数	「常時使用する従業員数」欄に記入されている人数が、別表2のB欄に定める業種別の基準を満たすことを確認する。	「資本金又は出資の総額欄」に記入されている金額が、別表2のA欄に定められている業種別の基準を上回る場合、法

		人事業概況説明書や企業データベース又は当該会社のホームページ等により従業員数を確認する。
--	--	--

(2) 軽減申込者が個人事業主である場合

軽減申込書類等に記載される項目について、下表のとおり記入内容を確認するものとする。

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認
申込者法人名等	「申込者法人名等」欄記入内容から、法人格を有することを示す表記（株式会社等）がないことを確認する。	所得税確定申告書の「申告者」欄記載内容が申込書記入内容と符合することを確認する。
主たる業種	「事業の状況」欄において、直近決算で最も売上高の大きいものとして記入されている業種番号が「業種分類」欄に記入されていることを確認する。	所得税確定申告書の「職業」欄記載内容が、申込書に記入されている業種と符合することを確認する。
常時使用する従業員数	「常時使用する従業員数」欄に記入されている人数が、別表2のB欄に定める業種別の基準を満たすことを確認する。	必要があれば、所得税確定申告書内訳書や従業員名簿等により従業員数を確認する。

2 交付要綱第3条第2項第2号（中小企業団体等）

軽減申込書類等に記載される項目について、下表のとおり記入内容を確認するものとする。

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認
申込者法人名等	「申込者法人名等」欄記入内容から、名称中に次のいずれかが使用されていることを確認する。 「協同組合」、「協同小組合」、「火災共済協同組合」、「信用協同組合」、「信用組合」、「協同組合連合会」、「協同小組合連合会」、「火災共済協同組合連合会」、「信用協同組合連合会」、「企業組合」、「協業組合」、「商工組合」、「商工組合連合会」	登記簿謄本「名称」欄記載内容が申込書記入内容と符合することを確認する。完全支配関係については、自己申告制により、添付書類の確認は行わないが、必要があれば書類を徴求し調査を行う。
設立根拠法	記載なし	定款等により設立根拠法を確認し、特別の法律により設立された組合であることを確認する。
構成員の状況（記載欄無し）	記載なし	定款及び組員名簿等により、構成員の資格要件及び現状を確認する。

3 交付要綱第3条第2項第3号及び第4号（法人）

軽減申込書類等に記載される項目について、下表のとおり記入内容を確認するものとする。

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認
申込者法人名等	「申込者法人名等」欄記入内容から、中小企業者及び中小企業団体等ではないことを確認する。	登記簿謄本「名称」欄記載内容が申込書記入内容と符合することを確認する。
主たる業種	「常時使用する従業員数」が100人以下の場合は、記入されていない事を確認する。100人を超える場合は、「法人の主たる業種」欄において、登記簿謄本「目的等」欄の事業として記載されている内容の業種が、「業種分類」欄に記入されていることを確認する。	法人の主たる業種については、法人名により日本標準産業分類と符合し確認する。法人名では業種が特定されず、「常時使用する従業員数」が100人を超えており、「法人の主たる業種」が「卸売業」「サービス業」「小売業」以外の法人は、事業報告書などの書類により業種を確認する。
常時使用する従業員数	「常時使用する従業員数」欄に記入されている人数が、100以下であることを確認する。100人を超える場合は、「常時使用する従業員数」欄に記入されている人数が、別表2のB欄に定める業種別の基準を満たすことを確認する。	給与台帳・確定申告書添付書類・従業員名簿等により従業員数を確認する。また、必要に応じ、企業データベース又は当該法人のホームページにより従業員数を確認する。

4 交付要綱第3条第2項第5号（個人）

軽減申込書類等に記載される項目について、下表のとおり記入内容の確認を行うものとする。

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認
申込者氏名	「申込者氏名」欄記入内容から、法人格を有することを示す表記（株式会社等）がないことを確認する。	
前保管者が解散又は廃業したことの確認に係る事項	「前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期」欄に記入されている年月日が「解散・廃業の時期」欄に記入されている年月日以降であることを確認する。	前保管者が解散し法人格が消滅していること又は廃業したことがわかる資料（閉鎖謄本や廃業届・廃業証明等）の記載内容が申込書記入内容と符合することを確認する。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人で保管することとなった理由	記載されている前保管者から承継した年月日が「前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期」欄に記入されている年月日と整合が取れていることを確認する。また、添付資料の記載事項と整合が取れていない部分が無いことを確認する。	前保管者と現保管者との関係を示す書類の提出がある場合には、その内容が申込書記入内容と符合することを確認する。

5 中小企業者等が排出する一般廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理しようとする市町村軽減申込書類等に記載される項目について、下表のとおり記入内容の確認を行うものとする。

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認
申込者氏名	「申込者氏名」欄の記入内容から、中小企業者等が排出する一般廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理しようとする市町村であることを確認する。	

（清算中、特別清算中又は破産手続中の法人に該当することの確認方法）

第3条の2 JESCOは、軽減申込者から清算中、特別清算中又は破産手続中の法人に該当する旨の申出があった場合は、軽減申込者の種別に応じて第3条第1項（1）、第2項又は第3項に定める軽減申込書類等の確認を行うとともに、登記簿謄本により、当該法人が解散し、清算、特別清算又は破産手続を終了していないことを確認する。

（特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者に該当しないことの確認方法）

第3条の3 JESCOは、軽減申込者から軽減事業に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管者が保管事業者（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第2条第5項に規定する保管事業者をいう。以下同じ。）に該当しない中小企業者等である旨の申出があった場合は、当該保管者が保管事業者に該当しない者であることを示す都道府県等による書面の確認を行うものとする。

（交付要綱第4条第2項第1号ただし書に掲げる者に該当することの確認方法）

第3条の4 JESCOは、軽減申込書類等に記載される申込日、軽減申込者の処理対象物の廃棄物分類等から、交付要綱第4条第2項第1号ただし書に掲げる者に該当することを確認する。

（軽減措置の適用要件を満たすことの結果の通知）

第4条 JESCOは、第3条から前条までの規定による軽減申込書類等の確認を行った場合には、その結果を機構に通知し、軽減措置の適用の可否について照会を行うものとし、機構から照会に対する回答がなされた場合には速やかにその内容を確認した上で、軽減措置の適用の可否を軽減申込者に対して文書により通知するものとする。

（軽減措置の適用）

第5条 JESCOは、軽減措置の適用要件を満たすことが確認された軽減申込者との間でポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理委託契約を締結する場合には、下表のとおり、中小企業者等の区分（軽減申込者が第2条（2）に規定する市町村である場合は、その処理しようとする一般廃棄物の排出者が該当する中小企業者等の区分）に応じて定める額を減額して締結するものとする。

中小企業者等の区分	軽減額
交付要綱第4条第2項第1号アに規定する者 (同号ただし書に掲げる者に限る。)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に要する費用の100分の26
交付要綱第4条第2項第1号イに規定する者 (同号ただし書に掲げる者に限る。)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に要する費用の100分の51
交付要綱第4条第2項第1号ウに規定する者	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に要する費用の100分の51

2 JESCOは、軽減措置の適用要件を満たすことが確認された軽減申込者から別表1のB欄に定める書類の提出があった場合は、下表のとおり、中小企業者等の区分(軽減申込者が第2条(2)に規定する市町村である場合は、その処理しようとする一般廃棄物の排出者が該当する中小企業者等の区分)に応じて定める額(別表3に定める額を上限とする。)を、軽減申込者の指定する口座に振り込むものとする。

中小企業者等の区分	軽減額
交付要綱第4条第2項第1号アに規定する者 (同号ただし書に掲げる者に限る。)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用及び漏えい防止費用の100分の70
交付要綱第4条第2項第1号イに規定する者 (同号ただし書に掲げる者に限る。)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用及び漏えい防止費用の100分の95
交付要綱第4条第2項第1号ウに規定する者	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用及び漏えい防止費用の100分の95

3 前二項に定める軽減額は、交付要綱第5条第2項に定める消費税等仕入控除税額を減額して算定するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、機構と協議してこれを定めるものとする。

(雑則)

第7条 軽減事業と関連してJESCOが行うポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減は、軽減申込者であって、第2条各号に規定する要件のいずれかを満たすものとしてJESCOが認めたもの(中小企業者等のうち特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者に該当する者が、北九州事業対象地域においてその保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処理費用に係る申込を行った場合を除く。)に対して適用するものとする。

2 JESCOは、軽減申込者が前項に規定する適用要件を満たすことを第3条から第3条の4までの規定に準じて確認した上で、前項の軽減の適用の可否を軽減申込者に対して文書により通知するものとする。

別表1 (軽減申込書類)

軽減申込者の区分	A 証憑書類の種類 (第3条、第3条の2及び第3条の3関係)	B 証憑書類の種類 (第5条第2項関係)
会社	商業・法人登記簿謄本及び法人税確定申告書の写し	収集運搬完了報告書兼支払請求書(別添様式5又は5-1)に添付する書類
個人事業主	所得税確定申告書の写し	①収集運搬見積書の写し ②収集運搬費の請求書の写し
中小企業団体等	商業・法人登記簿謄本、定款及び組合員名簿(特別な法律により設立された組合又はその連合会の場合のみ)	③収集運搬費の支払を証明する書類の写し ④法人等名義の振込先口座の通帳の写し

法人	商業・法人登記簿謄本、法人税確定申告書の写し、従業員数を証する書類（給与台帳・確定申告書添付書類・従業員名簿等）、定款及び事業報告書（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合のみ）	
個人	廃業した個人	【前保管者が会社・中小企業団体等・法人】閉鎖謄本 【前保管者が個人事業主】廃業届又は廃業証明
	破産者の破産管財人を個人として適用	管財人証明書
	何らかの事情で保管することとなった個人	住民税課税証明書、所得税確定申告書、地方公共団体への特措法届出の写し、誓約書等
中小企業者等が排出する一般廃棄物を処理しようとする市町村		

別表 2

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
①製造業	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑦旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
⑧その他	3 億円以下	300 人以下

別表 3（助成限度額）

種類等	中小企業等	個人	
収集運搬（積込み・積下しを含む）	変圧器（台）	364,000 円／台	494,000 円／台
	コンデンサー（台）	175,000 円／台	237,500 円／台
	ポリ塩化ビフェニル原液及びポリ塩化ビフェニルを含む油類（一式）	175,000 円／式	237,500 円／式
	安定器・汚染物等（ドラム缶）	105,000 円／缶	142,500 円／缶
	安定器・汚染物等（ペール缶）	102,000 円／缶	140,000 円／缶
漏えい防止措置	70,000 円／台・式	95,000 円／台・式	

注 1）高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が 2 以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。また、ポリ塩化ビフェニル原液及びポリ塩化ビフェニルを含む油類については、1 件の申請につき一式を限度として計上するものとする。

注 2）漏えい防止措置が必要な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が 2 以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
(東京都内に保管されているポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る軽減措置に関する特例)
- 2 都内に保管されているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用のうち、収集運搬費用及び漏えい防止費用に関しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年6月22日政令第215号)別表の一の項に該当するものについてはこの実施要領の施行の日から令和3年3月31日までの間、同表の二の項に該当するものについてはこの実施要領の施行の日から令和4年3月31日までの間、交付要綱第4条第2項第1号及び第4項に基づく助成金の額が、東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱(平成29年8月24日付29都環公技第249号。以下「東京都交付要綱」という。)第5条に基づく助成金の額を上回る場合のみに軽減措置を行うこととし、軽減額はその差額とする。この場合において、別表3の助成限度額が、東京都交付要綱第5条第2項の助成限度額を上回るときは、その差額を助成限度額とする。
(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた保管事業者に対する追加軽減措置に関する特例)
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の状態が悪化した中小企業者等(令和2年2月から軽減措置の申請を行う月までの任意の1月の間の売上が前年同月比で30%以上減少した者をいう。)又は個人(個人で事業を営んでいる者は除く。)若しくは清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人であって、JESCOとの処理委託契約に基づく処分に要する費用の支払いを令和2年2月1日以降に完了し、かつ交付要綱第4条第1項第1号の事業による軽減措置に係るJESCOへの申込みを令和3年3月31日までに完了した者が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた保管事業者に対する追加軽減措置(以下「追加軽減措置」という。)として、次項に定める軽減率を適用する。
- 4 追加軽減措置に係る軽減率は、第5条中「100分の26」とあるのは「100分の46」と、「100分の70」とあるのは「100分の90」と、同号イ及びウ中「100分の51」とあるのは「100分の55」と、「100分の95」とあるのは「100分の99」とする。
- 5 追加軽減措置と早期登録・調整協力割引又は特別登録・調整協力割引による割引を併用する場合、軽減率と割引率の合計は100%を上限とする。また、振込みにより追加軽減措置を受ける場合は、税抜きの処理料金を基に軽減額を計算するものとし、振込みに係る手数料は差し引くものとする。
- 6 追加軽減措置の適用の申込を行う者は、申込書(別添様式3、4又は4-1)に表1に定める証憑書類を添付するものとする。

表1 (追加軽減措置申込書類)

軽減申込者の区分		証憑書類の種類
会社		(持続化給付金制度を利用している申込者)
個人事業主		1 給付通知書の写し (持続化給付金制度を利用していない申込者)
中小企業団体等		1 対象月の月間事業収入がわかるもの (売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。)
法人		2 法人等名義の振込先口座の通帳の写し
個人	廃業した個人	1 個人名義等の振込先口座の通帳の写し
	破産者の破産管財人を個人として適用	
	何らかの事情で保管することとなった個人	

- 7 JESCOは、表2の要領により、追加軽減措置申込者が第3項に規定する要件を満たすことを確認するものとする。

表2 (追加軽減措置の適用要件を満たすことの確認方法)

項目	申込書記入内容の確認	添付資料の確認

<p>申込者氏名</p>	<p>申込者が、以下のいずれかに該当することを確認する。 イ JESCO との処理委託契約において、既に中小軽減措置の適用を受けて、処分に要する費用の支払いを令和2年2月1日以降に完了し、かつ交付要綱第4条第1項第1号の事業による軽減措置に係る JESCO への申込みを令和3年3月31日までに完了した中小企業者等 ロ 新たに中小軽減措置の適用を受けて、JESCO との処理委託契約を締結することを希望し、かつ交付要綱第4条第1項第1号の事業による軽減措置に係る JESCO への申込みを令和3年3月31日までに完了した中小企業者等</p>	
<p>売上高 30%以上減少となっている月（任意の月）と前年同月の事業収入額</p>	<p>令和2年2月から第5条第1項の申請を行う月までの任意の1月の間の売上が前年同月比で30%以上減少していることを確認する。</p>	<p>添付書類が、申込書記入内容と符合することを確認する。</p>

8 前項の規定による確認結果の通知等については第4条に準ずる。